

60兆円の公的資金投入と銀行リストラ

田中 均

はじめに

8月20日、富士銀行、第一勧業銀行、日本興業銀行は来年秋に共同で金融持株会社を設立し、2002年春に事業の統合再編を行うことで合意したと正式発表した。

実現すると世界最大の金融グループが出現することになり、日本版ビッグバン＝金融再編成が独占資本集団の再編成を伴って展開し始めたことを示している。

長期化する金融不安の中で特に不安定要素を抱えた3行は、生き残りの選択を迫られていた。これがこの巨大銀行同士の統合・再編の背景にあると同時に、昨年来20兆円、60兆円という巨額の予算枠によって投入された公的資金が大手銀行の不良債権処理を支援し、合理化と事業の一段の再構築を迫っていたことが大きな要因になっていることも明らかだろう。

ここでは、公的資金投入のたびにくりかえす銀行リストラの問題を検討する。

労働者犠牲のリストラ

3月30日、日本政府は大手銀行15行に対し、優先株や劣後ローンの形で合計7兆4592億円の資金援助を行った。銀行の抱える莫大な不良債権の処理を支援し、金融不安を解消し、深刻な不況を克服するためとされる。この7兆4592億円は、政府が銀行産業救済のために用意した60兆円の一部である。しかし、この巨額の公的資金は、銀行を救済しても、そこに働く労働者を救済しない。むしろ逆である。

政府は、公的資金投入の条件として各銀行に経営健全化計画の作成を要求し、徹底した合理化、人員の削減、人件費の削減を求めている。資金援助を受ける大手銀行15行は、この条件を満たすために、

2003年までに従業員の13.8%（1万9600人）を削減し、人件費を平均で11.4%削減するなどのリストラ計画を公表。

4年間で3万人削減した上でのさらなる大幅削減計画

ここで強調しておくべきことは、日本の銀行、特に大手銀行はこれまでも徹底した合理化を行っており、今回の人員削減、人件費削減はその上で強行される点である。例えば都市銀行の労働者は、1970年代後半には18万3000人いたが、1980年代の末には、15万2000人まで減らされていた。

1980年代にすすめられた大幅な人員削減は、新オンラインシステムの導入など、新技術の導入によって可能になったものである。同時に、この時点での大幅な人員削減は、銀行労働者の負担を、それ以前に比べてはるかに過重なものにした。日本の産業の中で、銀行、特に大手銀行は最も徹底して合理化と人員削減をすすめてきた産業の1つである。

その結果、多数の職場で昼食も食べられないほどいそがしく、深夜までの残業が毎日続く状態になり、たとえば富士銀行で22歳の女性労働者が過労死するなどの事件が起こり、銀行内部の労働実態が社会的に問題にされた。銀行労働者やその家族からの告発によって、労働基準監督署が全国の銀行の労働実態を調査し、国会でも取り上げられ、違法な労務管理の是正を指導し、悪質な経営者を送検した。

こうした社会的な批判もあり、90年代の初めには、銀行労働者の数はわずかながら増加に転じた（都市銀行の労働者は、94年に15万8000人まで4000人増える）。ところが、90年代後半、バブル経済の崩壊後の不況が長期化し、政府はすでに、96年と98年の2度にわたり、金融機関救済のために公的資金を投入しているが、その度に銀行経営者に、人員削減、賃金抑制を含むリストラを実行させてきた。

国際・国内動向

その結果、都市銀行労働者は再び減少に向かい、先ほどの94年の15万8000人から98年には12万8000人まで大幅に削減されていた。すでに大幅に削減していた上にさらに減らそうとしているのである。

賃金も大幅にカット

現在のリストラ計画で銀行労働者は、人員削減で仕事を失ったり、残された労働者の労働密度が加重されるだけではない。この数年間各行は賃金制度の改訂を繰り返している。これまでの賃金制度も大手銀行の場合、能力主義的要素が強かったが、銀行に忠実な労働者に対しては年功的運用が可能な体系となっていた。

新しく導入されつつある賃金体系は、それぞれの職務の等級を銀行が一方的に定めそれぞれの等級の賃金額を決定するというものである。この職務等級と賃金額の決定には労働組合との協議はいっさい行われていない。新体系では銀行が一方的に行う配置転換で職務が変わると賃金変動することになる。さらに、同じ職務についていても成果に対する銀行の評価によって賃金変動する。

この新しい賃金体系のもっとも重要な問題点は、将来的に賃金下がる可能性を持っている点である。第2次世界大戦後の半世紀の間、日本の銀行で賃金制度の改訂は何度か行われてきた。それは、勤続年数に比例して自動的に上がっていく年功的賃金体系を、能力の評価によって賃金の上昇幅を調整する能力主義への改訂であった。

この能力主義への変更でも、労働者の賃金が、能力の評価によって上昇幅が圧縮されたり、ほとんど上がらなくなってしまうことはあった。この能力の評価には客観的基準がなく、それは様々な問題を引き起こした。しかし、今回のような引き下げられる可能性を持つ変更は行われなかった。現在の賃金体系の変更は、銀行員の賃金を根本的に変化させるものである。

そして賃金の引き下げはすでに始まっている。銀行労働者の年間賃金は、毎月受け取る定例賃金と、それ以外に6月と12月に受け取る一時金との合計である。この1年に2回支払われる一時金が年間賃金

に占めるウエイトは大きく、都市銀行では2回分合わせて平均で毎月の定例賃金の約6.5カ月分が支給されてきた。その一時金が昨年12月支給分で前年の12～30%削減された。今年の6月支給分でも同様の削減が行なわれ、年間賃金全体の20%近くの賃金引き下げが強行されている。

都市銀行は、この4年間定例賃金の引き上げを全く行っていない。その中でこの一時金の大幅な引き下げが労働者の生活に与える影響は非常に大きい。

公的資金の支援を受ける銀行が、政府に提出した経営健全化計画を見ると各銀行がどのようにリストラ計画を進めようとしているかが明らかになる。例えば、さくら銀行の経営健全化計画では、99年3月の1万6700人の従業員を2003年には1万3200人に削減。賃金体系の変更と、一時金の削減の効果を合わせて、人件費総額を99年の1799億円から、2003年には1521億円まで圧縮するとしている。あるいは第一勧業銀行は、99年に1万6130人の従業員を、2003年には1万3200人まで削減し、人件費を1658億円から1383億円まで圧縮するとしている。

日本の銀行リストラに対するアメリカ政府のメッセージ

銀行を救済する公的資金投入が、なぜ従業員を犠牲にするリストラを義務づけるのか。政府の論理は、銀行の巨額の不良債権が深刻な不況の原因である。そこで、公的資金により、不良債権処理を促進し景気回復を図る。銀行の不良債権処理を公的資金を使って行うのだから、銀行は経営健全化に勤めるのは当然のことという論理である。銀行労働者の人員削減、賃金引き下げはその必然的結果とされる。

ところで、この公的資金による不良債権処理という政策は、はたして日本政府単独のアイデアだろうか。現在の公的資金導入の根拠となった金融再生法案の審議をめぐり、与野党の対立が表面化していた昨年9月、アメリカ政府が繰り返し公的資金導入の早期実施と、投入する公的資金の枠の拡大を求めている。当時ロシア危機をきっかけとして世界経済は大きく揺れていた。その時期、ルービン財務長官が日本の金融再生法に関連して、アメリカの下院銀行委員会次でのように発言していた。「世界経済の今回

の危機の中心に日本があることはなんらの疑いもない。同長官はこう延べ「十分な公的資金の供給にむけての与野党の協力が必要であり、世界が注目している」と日本政府だけではなく野党にも協力を求めているのである。

アメリカ政府の強力な意志に左右された日本の金融政策だが、これが、日本経済を根本的に再生させるかどうかは疑問である。各銀行の経営健全化計画を見ても、いつその規制緩和の中での競争力強化策や、優良企業や資産家との取り引き強化が中心となっていて、日本経済を底辺から支える地域経済の活性化や、中小企業育成を志向する施策は見当たらない。

第2段階に入った銀行リストラ

銀行リストラは大手銀行への公的資金投入、健全化計画の確定という第1段階を終えて、その第2段階へと入りつつある。第2段階は、地域に営業基盤を持つ地方銀行や、信用金庫など中小金融機関の選別再編成である。4月11日の金融再生委員会による国民銀行の破綻処理決定は、その第2段階の開始を宣言するものとなった。4月8日の日本経済新聞による国民銀行についての報道が、預金解約を求める顧客の殺到を引き起こし短期間に巨額の預金流失をもたらした。それが破綻処理決定の直接の原因となったのであるが、この日本経済新聞の報道は行政当局の内部情報に基づいており、意図的なリークの疑いが強い。そして、8日の報道から時間をおくことなく旧経営陣を追放し、金融管財人を送り込み行政当局の管理下に置くという処理は、中小金融機関再編に対する行政の強い決意表明と見られる。

金融再生法により、経営が破綻したとみなされた金融機関には金融管財人が派遣されることになっているが、政府は、金融管財人を弁護士、公認会計士等からすでに100人リストアップしていると伝えられる。その後国民銀行と同様な形で、東京相和銀行、幸福銀行と相次いで破綻処理され、中小金融機関の再編成が、従来なかったテンポで進められつつある。

この中小金融機関の再編成が、日本経済の活性化につながるかどうか。これもはなはだ疑問である。破綻処理と再編のための手続きは定められていても、

その金融機関の顧客、つまり中小企業への資金供給をどう確保するかについては明確に定められていないからである。

この国民銀行の破綻処理決定をめぐって、注目すべき動きがある。国民銀行の従業員組合がただちに730人の全従業員の雇用の確保と、2万6000の顧客への融資の確保を求めて立ち上がったことである。さらに、同行の管理職が立ち上がり、128人の管理職のうち110人が参加して管理職組合が結成され従業員組合と同じ要求で運動を開始した。従業員組合は、管理職以外のすべての労働者が加入している。

したがって、管理職組合の結成により、国民銀行のほとんどの職員が政府の破綻処理に反対する運動に組織されたのである。大阪でも、行政当局は13の信用組合を3つの信用組合へと合併・再編する計画を進めている。この計画では、吸収される10の信用組合の労働者は全員解雇され、新しい3つの信用組合が必要とする労働者だけを雇用するとされている。これに対して、吸収される信用組合の1つ、信用組合大阪弘容の97人の労働者が全信労や全国金融共闘など多くの労働組合の支援を受け、雇用の保障を求めて大阪地方裁判所に提訴している。380人の職員のうち、91人が原告として立ち上がった弘容労働者の必死のたたかいは、裁判所や労働委員会を動かし、異例のスピード審理が進行している。それだけではない。弘容の融資のほとんどが整理回収機構に移され、地域の中小企業切り捨てが国会でも問題にされるにいたっている。

銀行リストラの第2段階は、犠牲を押し付けられる労働者の新たな反撃に出会いつつある。

(銀行労働研究会)